

内閣府告示第百六十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十六年三月二十九日内閣府告示第百四号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十六年六月二十一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画の認定を取り消した日 平成十六年六月十四日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 飛騨市
- 三 構造改革特別区域の名称 河合・宮川村デマンド式ポニーカーシステム有償運送特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 飛騨市河合町及び宮川町の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。） 交通機関空白の過疎地における有償運送可能化事業（一一二〇七

内閣府告示第百六十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十五年十二月五日内閣府告示第二百二十九号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十六年六月二十一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画の認定を取り消した日 平成十六年六月十四日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 愛知県北設楽郡豊根村
- 三 構造改革特別区域の名称 とよねがんばらマイカー特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 愛知県北設楽郡豊根村の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。） 交通機関空白の過疎地における有償運送可能化事業（一一二〇七

内閣府告示第百六十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成十五年五月一日内閣府告示第四十二号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十六年六月二十一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画の認定を取り消した日 平成十六年六月十四日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 京都市
- 三 構造改革特別区域の名称 知の創出・活用特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 京都市の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一及び第二に定めるところによる。） 国立大学教員等の勤務時間内技術移転兼業事業（二〇

一）、国立大学教員等の勤務時間内研究成果活用兼業事業（二〇二）、国の試験研究施設の使用手続きの迅速化事業（七〇四）、国の試験研究施設の使用の容易化事業（七〇五）及び国有施設等の廉価使用の拡大による研究交流促進事業（八一三及び八一五）

内閣府告示第百六十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十五年五月一日内閣府告示第五十三号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十六年六月二十一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画の認定を取り消した日 平成十六年六月十四日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 洲本市
- 三 構造改革特別区域の名称 エーベンチャー育成特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 洲本市の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。） 地方公共団体による専ら卸電気通信役務を提供する第一種電気通信事業（四〇四）

内閣府告示第百六十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十五年五月一日内閣府告示第五十五号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十六年六月二十一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画の認定を取り消した日 平成十六年六月十四日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 岡山県
- 三 構造改革特別区域の名称 福祉移送特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 岡山県の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）（ N P O によるボランティア輸送としての有償運送可能化事業）

一一〇六）

内閣府告示第百六十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成十五年五月二十九日内閣府告示第百二十五号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定及び同法附則第二条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十六年六月二十一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画の認定を取り消した日 平成十六年六月十四日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 山口県及び宇部市
- 三 構造改革特別区域の名称 宇部地域産学公連携研究開発促進特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 宇部市の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一及び第二に定めるところによる。） 国の試験研究施設の使用手続きの迅速化事業（七〇四

）、国の試験研究施設の使用の容易化事業（七〇五）及び国有施設等の廉価使用の拡大による研究交流促進事業（八一三及び八一五）

内閣府告示第百六十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十五年五月二十九日内閣府告示第百二十六号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十六年六月二十一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画の認定を取り消した日 平成十六年六月十四日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 徳島県勝浦郡上勝町
- 三 構造改革特別区域の名称 上勝町有償ボランティア輸送特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 徳島県勝浦郡上勝町の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。） 交通機関空白の過疎地における有償運送可能化事業（一一二〇七

内閣府告示第百六十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十五年五月二十九日内閣府告示第百二十七号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十六年六月二十一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画の認定を取り消した日 平成十六年六月十四日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 愛媛県、松山市及び愛媛県温泉郡重信町
- 三 構造改革特別区域の名称 愛媛バイオ研究開発特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 松山市及び愛媛県温泉郡重信町の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 国立大学教員等の勤務時間内研究成果活用兼業事業（二〇二）及び国有施設等の廉価使用の拡大による研究交流促進事業（八一三及び八一五）